

著作権法の一部を改正する法律 (平成26年改正) の概要

弁護士 小坂 準記¹

はじめに

「著作権法の一部を改正する法律案」が平成26年3月14日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

国会では、同年4月2日に衆議院文部科学委員会で質疑及び参考人質疑が行われた後、同月4日に再度質疑が行われ可決されるとともに、「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」²が決議された。

その後、同月8日に開催された衆議院本会議において採決が行われ、全会一致で可決された。同月22日には、参議院文教科学委員会において参考人質疑が行われ、同月24日には質疑が行われ可決されるとともに、「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」³が決議された。翌25日に開催された参議院本会議において賛成多数で可決され、平成26年法律第35号として同年5月14日に公布されている。

同法は、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方、インターネット上での出版物の違法流通が広がっていることに対応するとともに、俳優や舞踊家等が行う視聴覚的実演に関する国際的な保護制度の改善を図るため、必要な改正を行うものである。

今般の著作権法改正は、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の制定に伴う整備のための改正を除けば、平成23年1月にとりまとめられた文化審議会著作権分科会報告書等を受けて制定された、著作権法の一部を改正する法律（平成24年法律第43号）による改正以来の改正となる。

改正内容は、[1] 電子書籍に対応した出版権の整備、[2] 視聴覚的実演に関する北京条約⁴（以下「視聴覚的実演条約」という。）の実施に伴う規定の整備の2点である。

そこで、本稿では、これらの改正の趣旨及び概要について解説を行う。

電子書籍に対応した出版権の整備

1. 改正の趣旨

インターネットその他の新たな情報伝達手段の発展に伴い、電子書籍が増加する⁵一方、イン

1 北海道大学法学部卒業・同大学法科大学院修了後、TMI総合法律事務所入所。平成24年より文化庁長官官房著作権課に出向し、現在、文化庁長官官房著作権課著作権調査官・弁護士。

2 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka994CD59BF86D1E8C49257CB4002483AD.htm

3 http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f068_042401.pdf

4 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/trt/page22_000989.html

ターネット上での違法流通が広がっている⁶。これらの変化に対応するために、文化審議会著作権分科会出版関連小委員会（以下「小委員会」という。）において、集中的かつ迅速な議論を行って頂き、その成果を取りまとめた小委員会報告書等を踏まえ、紙媒体による出版のみを対象とした出版権制度を見直し、インターネット送信による電子出版等を引き受ける者に対しても出版権を設定できることとするとともに、諸規定の整備を行った。

今般の改正により、紙媒体による出版文化の継承・発展を維持しながら一層の電子書籍の普及が期待されるだけでなく、出版者はインターネット送信による電子出版について著作権者から出版権の設定を受けることで、インターネット上での出版物の違法利用に対し、著作権者に代わって自ら主体的に差し止めることができるようになることから、健全な電子書籍市場の形成が強く期待されている。

2. 改正の概要

(1) 概要

現行法第79条第1項は、複製権者が、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対して、出版権を設定することができることとされていた。

現行法上、「文書又は図画」とは、著作物を文字・記号・象形等を用いて有体物の上に直接再現させたものをいい、直接可視的な著作物の複製物を指すと解されている⁷。また、「出版」とは、著作物を文書又は図画として複製し、その複製物を刊行物として発売・頒布することを指すと解されており⁸、紙媒体による出版のみが対象となっていた。

しかし、立法当時とは異なり、今日では、紙媒体による出版に加えて、CD-ROM等による出版や、インターネット送信による電子出版など伝達方法も多様化しており、これらも広く普及しているといえる。

このため、今般の改正において、紙媒体による出版のみを対象とした現行出版権制度を見直し⁹、CD-ROM等により出版することや、インターネット送信により電子出版することを引き受ける者に対して、出版権を設定できることとした。

なお、今般の改正によっても、著作権を有する者と出版者の設定契約により発生するという出版権の性質は変わらず、出版権は著作権を基礎として設定される準物権的な権利である。

(2) 出版権の主体

現行法は出版権の内容を複製権のみと規定していたことから、主体を「第21条に規定する権利を有する者」と規定していたが、今般の改正により、出版権の内容として公衆送信権が規定さ

5 「電子出版に係る現状」については、文化審議会著作権分科会出版関連小委員会報告書（以下「小委員会報告書」という。）5頁参照。

6 「海賊版の被害実態」については、小委員会報告書9頁参照。

7 加戸守行『著作権法逐条講義（六訂新版）』（公益社団法人著作権情報センター 2013年）516頁。

8 前掲・加戸516頁。

9 小委員会においては、著作隣接権も検討されたが、著作隣接権の付与を新たに創設する合意形成には至らなかった。中山教授は、出版業界が著作隣接権を要求することに理解を示しながらも、「現在の著作権・著作隣接権の制度は複雑を極め、これ以上、無方式で発生する権利を認めると、著作物の利用・流通に支障となるおそれも強く、著作権制度は可能な限りシンプルにすることが求められる。そのような観点から、あくまでも著作者に淵源を有する出版権の改正で対応したことは、妥当なものであると評価できよう。」と述べる（中山信弘『著作権法 [第2版]』（2014年 有斐閣）434頁）。